

令和4年度

香川県教育委員会免許法認定講習

(特別支援学校教諭)

実 施 要 項

香 川 県 教 育 委 員 会

# 令和4年度 香川県教育委員会免許法認定講習 (特別支援学校教諭)実施要項

## 1 目的

特別支援学校教員及び小・中学校特別支援学級担当教員等を対象として、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める免許法認定講習を開設し、特別支援学校教諭二種及び一種免許状を取得、または領域の追加をするための所要単位を修得させるとともに、その資質の向上を図ることを目的としています。

## 2 主催

香川県教育委員会

## 3 開設科目、単位数、定員、期間

※本年度は、新型コロナウイルス感染症への対応に関する特例的な措置として、  
全て、オンラインで開催いたします。

	教育職員免許法施行規則第7条 の表の区分 (特別支援教育に関する科目)	開設科目	単位数	定員	開設期間
講義 I	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目 *知・肢・病・視の免許状取得希望者は第3欄として設定可。	聴覚障害児の心理・生理及び病理 (中心となる領域：聴覚障害)	1	200名	8月2日(火) ～3日(水) (講義16時間)
講義 II	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目 *知・肢・病・聴の免許状取得希望者は第3欄として設定可。	視覚障害児の教育課程及び指導法 (中心となる領域：視覚障害)	1	200名	8月26日(金) ～27日(土) (講義16時間)
講義 III	(第3欄) 免許状に定められることとなる 特別支援教育領域以外の領域に 関する科目	重複・発達障害児の教育総論 (中心となる領域：重複・LD等)	1	200名	9月3日(土) ～4日(日) (講義16時間)
講義 IV	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目	肢体不自由児の教育総論 (中心となる領域：肢体不自由)	1	200名	9月17日(土) ～18日(日) (講義16時間)

## 4 会場 ※オンラインでの受講が難しい方は、会場での受講も可能です。(定員20名程度)

- 8月 2日(火)・ 3日(水) 香川県庁北館303会議室(高松市番町4丁目1番10号)
- 8月26日(金) 香川県庁12階第2会議室(高松市番町4丁目1番10号)
- 8月27日(土) 香川県庁12階第1会議室(高松市番町4丁目1番10号)
- 9月 3日(土)・ 4日(日) 香川県庁12階第1会議室(高松市番町4丁目1番10号)
- 9月17日(土)・18日(日) 香川県庁12階第1会議室(高松市番町4丁目1番10号)

## 5 日 程

時 間	8:30	8:50	9:10	10:40	10:55	12:25	13:35	15:05	15:20	16:50
第1日	入室(受付)	オリエンテーション	講義①②	休憩	講義③④	昼食	講義⑤⑥	休憩	講義⑦⑧	退室
第2日		入室(受付)	講義⑨⑩	休憩	講義⑪⑫	昼食	講義⑬⑭	休憩	講義⑮⑯	退室

## 6 講 師

	期間	科 目	講 師	所 属
講義Ⅰ	8/ 2・ 3	聴覚障害児の心理・生理及び病理	加藤 哲則	愛媛大学教育学部教授
講義Ⅱ	8/26・27	視覚障害児の教育課程及び指導法	氏間 和仁	広島大学教育学部准教授
講義Ⅲ	9/ 3・ 4	重複・発達障害児の教育総論	武藏 博文	香川大学教育学部教授
			小方 朋子	香川大学教育学部教授
講義Ⅳ	9/17・18	肢体不自由児の教育総論	佐藤 暁	岡山大学教育学部教授

## 7 受講資格（今年度は、香川県内の学校園・所に勤務する者のみの募集とします。）

- (1) 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状(基礎免許状)を有し、特別支援学校教諭の二種免許状の授与を受けるために必要な単位を修得しようとする者
- (2) 特別支援学校教諭二種免許状を有し、特別支援学校教諭の一種免許状の授与を受けるために必要な単位を修得しようとする者
- (3) 特別支援学校教諭の免許状を有している者のうち、領域の追加を希望する者  
 ※講習期間中において産休、育休若しくは病休を取得している者、又は休職している方は除きます。  
 ※基礎免許状を有する養護教諭、寄宿舎指導員、実習助手、特別支援教育支援員も受講対象者です。  
 ただし、申込者が定員を超える場合には、教諭、講師を優先します。  
 ※免許の取得に必要な勤務年数を満たしていなくても受講・単位の修得は可能です。

## 8 単位の認定方法と免許状の取得に関わる条件

- (1) 受講者のうち、各科目について講義時間数の5分の4以上出席したものを審査の対象とし、指示された課題についてレポート等を提出して審査を受けた後、合格した者に1単位を授与します。
- (2) 二種免許状取得には、小学校・中学校・高等学校、または幼稚園の普通免許状を取得後、**教員**(教諭、講師)として通算**3年以上の勤務年数**が必要であり、教育職員免許法施行規則第7条に定める、第2欄に掲げる科目を1または2単位以上および、第3欄に掲げる科目を1単位以上修得し、合計6単位の修得が条件となります。
- (3) 一種免許状取得には、当該領域の二種免許状を有し、しかもその二種免許状取得後、取得しようとする領域の特別支援学校の教員として通算**3年以上の勤務年数**が必要であり、かつ、(2)と同様に合計6単位の修得が条件となります。
- (4) 新教育領域の追加をする場合は、特別支援学校の教員として1年間以上の勤務実績が必要であり(二種免許に追加する場合は幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員としての勤務年数を含む。一種免許状に追加をする場合は、追加する当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員として1年間以上の勤務が必要。)、かつ、教育職員免許法施行規則第7条第5項第1号に定める単位の修得(視覚・聴覚領域の追加はそれぞれ二種が2単位、一種が4単位以上、知・肢・病はそれぞれ二種が1単位、一種が2単位以上)が条件となります。

## 9 申込方法及び注意事項等

### (1) 申込方法

① 受講希望者は、別紙様式の申込書に、受講通知用の封筒（長3型。84円分の切手貼付、自宅の住所・あて名を明記すること、あて名には「様」を付記すること）を同封して申し込んでください。電話での申込は受け付けません。

② 所属長がまとめて学校（園・所）ごとに申し込んでください。

### (2) 受講者の決定

定員を超える場合、受講者の調整をさせていただきます。

### (3) 講習科目は1単位ごとに選ぶことができます。

### (4) 申込期限 令和4年7月8日（金）必着

(5) 申込先 〒760-8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎  
香川県教育委員会事務局 特別支援教育課 認定講習担当あて

### (6) 問い合わせ先

① 認定講習の実施に関すること・講義の欠席、遅刻等の連絡

TEL (087) 832-3757 特別支援教育課 認定講習担当

② 免許状の取得・申請に関すること

TEL (087) 832-3744 義務教育課 免許担当

### (7) 香川県教育委員会特別支援教育課のWebページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>

## 10 その他

(1) オンラインで受講される場合は、安定したインターネット環境（光回線等）が整っている場所で、Webカメラ・マイクの機能があるPC等をご使用ください。

(2) オンラインでの受講者への講義の資料は、所属校・園のメールアドレス先へお送りします。資料は、受講者のためのものです。他の方との共有はお控えください。

(3) 講義の録音・録画は、ご遠慮ください。

(4) 各講義の第1日目に行うオリエンテーションには、受講者全員必ず参加してください。複数の講義を受講する場合、2講義目以降のオリエンテーションへの参加は任意とします。

(5) 受講料は無料としますが、教材費等が必要な場合は、受講者の実費負担とさせていただきます。

(6) 申し込んだ後に受講できないことが明らかになった場合は、所属長を通じて速やかに上記9(6)認定講習担当まで連絡してください。

(7) 当課から受講通知書を送付した後に、やむを得ない事由により受講を取りやめる場合は、速やかに上記9(6)認定講習担当まで連絡の上、所属長を通じて受講辞退届（別紙様式）を提出してください。

(8) 悪天候や新型コロナウイルス感染症の感染状況により、講義を中止することがあります。中止連絡や持参物の追加などの緊急連絡は、香川県教育委員会特別支援教育課のWebページで行うので、講義当日まで定期的に確認してください。なお、当課から個別に連絡する必要がある場合もありますので、申込書には連絡先を明記してください。

(9) 受講に係る勤務態様は、所属により異なりますので、各所属長等に確認してください。

(10) 新型コロナウイルス感染症対策のため、次のことについてご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

・ 会場での受講者は、マスクの着用をお願いします。

・ 会場での受講者で、発熱や風邪症状等、体調不良の方は受講を控えていただきますようお願いいたします。

# 特別支援学校教諭二種免許状及び一種免許状取得、領域の追加に関する参考資料

## 1 認定講習による免許状取得に必要な最低修得単位数（香川県）

- 二種免許状取得は **6 単位**（重複・LD等の講座は必修）
- 一種免許状取得は、二種免許状取得者で **6 単位**（基礎理論＋重複LD等の講座は必修）

免許法に定める科目区分		担任可能領域	二種免許状	一種免許状	備考	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	全領域	(1 単位)	<b>1 単位</b>	二種免許状には必修ではないが、単位数としては合算可。	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1 単位	1 単位	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚又は聴覚	1 単位	1 単位	
		<b>A</b> 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害	(1 単位)	(1 単位)	左記のA欄を1単位 B欄を1単位とる必要があるが、Cが開 設される場合（香川 など）において、A・ Bを包含したものとして考えることができる。 しかし、修得単位数は 1単位である。
		<b>B</b> 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由又は病弱	(1 単位)	(1 単位)	
<b>C</b> ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害	(1 単位)	(1 単位)			
	肢体不自由又は病弱	(1 単位)	(1 単位)			
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	全領域	<b>1 単位</b>	<b>1 単位</b>	重複障害・LD等の講座は必ず修得しなければならない。	
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	全領域	0	0	教員としての在職経験を勘案。 → 実務検定	

※ □の単位は必須の科目

## 2 香川県教育委員会免許法認定講習単位の取得方法について【参考】

ア 香川県の免許法認定講習で開設する科目（計9科目のうち1年間に4科目ずつ開講している）

	科 目	単位数
A	重複・LD等に関する科目（区分：教育課程・指導法／心理・生理・病理）	1
B	知的障害に関する科目（区分：教育課程・指導法／心理・生理・病理）	1
C	肢体不自由に関する科目（区分：教育課程・指導法／心理・生理・病理）	1
D	病弱に関する科目（区分：教育課程・指導法／心理・生理・病理）	1
E	視覚障害に関する科目（区分：教育課程・指導法）	1
F	視覚障害に関する科目（区分：心理・生理・病理）	1
G	聴覚障害に関する科目（区分：教育課程・指導法）	1
H	聴覚障害に関する科目（区分：心理・生理・病理）	1
I	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1

イ **二種免許**を取得する場合の取得モデル

- 取得のためには、実務検定として、小学校・中学校・高等学校・幼稚園の普通免許状を有し、対応した校種の教員（教諭・講師）として通算して**3年間**以上の良好な成績での勤務実績が必要。

※養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、特別支援教育支援員（介助員、学習支援員等）は勤務実績に含まれない。

※申請には満1年単位（月の1日～12ヵ月後の末日）の在職年数が必要。講師について任用期間が1年に満たない場合（ex 4月1日～3月30日）、不足日数を補う在職期間が必要となる。療養休暇や育児休業等の期間は勤務実績に含まれない。

	取得領域	単位数	単位数						合計
			1	2	3	4	5	6	
特 支 二 種 免 許 状	知的障害に関する教育の領域	A	B	C～Iから4単位選択			6単位		
	肢体不自由に関する教育の領域	A	C	B・D～Iから4単位選択			6単位		
	病弱に関する教育の領域	A	D	B・C・E～Iから4単位選択			6単位		
	視覚障害に関する教育の領域	A	E	F	B～D・G～Iから3単位選択			6単位	
	聴覚障害に関する教育の領域	A	G	H	B～F・Iから3単位選択			6単位	

※ 塗りつぶしの科目は、各領域の免許を取得するために必須の科目である。

※ 単位の選択によっては、他の領域の免許状も併せて取得できる。

【取得例①】 知的障害領域の免許状を取得したい場合→A Bを含む計6単位が必要

※塗りつぶしの科目の取得で併せて肢体不自由と病弱、視覚の免許を取得することが可能。

令和4年度開講科目	<u>A</u>	C	E	H
令和5年度開講科目	D	F	G	I
令和6年度開講科目	<u>A</u>	<u>B</u>	E	H

【取得例②】 聴覚障害領域の免許状を取得したい場合→A G Hを含む計6単位が必要

※塗りつぶしの科目の取得で併せて肢体不自由と病弱の免許を取得することが可能。

令和4年度開講科目	<u>A</u>	C	E	<u>H</u>
令和5年度開講科目	D	F	<u>G</u>	I
令和6年度開講科目	<u>A</u>	B	E	H

【取得例③】知肢病視聴 全領域の免許状を取得したい場合→A B C D E F G Hの取得が必須  
 ※塗りつぶしの科目の取得で全領域の免許を取得することが可能。

令和4年度開講科目	<u>A</u>	<u>C</u>	<u>E</u>	<u>H</u>
令和5年度開講科目	<u>D</u>	<u>F</u>	<u>G</u>	I
令和6年度開講科目	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>E</u>	<u>H</u>

ウ **一種免許**を取得（上進）する場合の取得モデル

○ 実務検定として、当該領域の特別支援学校教諭二種免許状を有し、しかもその二種免許状取得後、**特別支援学校（当該領域）**の教員（教諭・講師）として通算**3年間**以上の良好な成績での勤務実績が必要。

※1種免許状に定めようとする領域が一つの場合

→定めようとする領域を担当する教員としての**特別支援学校**での勤務期間

ex 視覚領域を上進する場合、特別支援学校（視覚障害）で3年間以上の勤務実績が必要

※1種免許状に定めようとする領域が複数の場合

→定めようとする領域の**いずれか**の領域を担当する教員としての**特別支援学校**での勤務期間

ex 知的および聴覚障害領域を上進する場合、特別支援学校（知的）で3年以上、もしくは、特別支援学校（聴覚障害）で3年以上、もしくは特別支援学校（知的）と特別支援学校（聴覚障害）合わせて3年以上の勤務実績が必要。

※特別支援学級での勤務期間は含まれない。

取得領域		単位数	1	2	3	4	5	6	合計
特 支 二 種 免 許 状	知的障害に関する教育の領域		A	I	B	C～Hから3単位選択			6単位
	肢体不自由に関する教育の領域		A	I	C	B・D～Hから3単位選択			6単位
	病弱に関する教育の領域		A	I	D	B・C・E～Hから3単位選択			6単位
	視覚障害に関する教育の領域		A	I	E	F	B～D・G～Hから2単位選択		6単位
	聴覚障害に関する教育の領域		A	I	G	H	B～Fから2単位選択		6単位

※ 塗りつぶしの科目は、各領域の免許を取得するために必須の科目である。

※ 単位の選択によっては、他の領域の一種免許状も併せて取得できる。

【取得例④】知的障害領域・肢体不自由領域・病弱領域の二種免許状を所有しており、知的障害領域の一種免許状を取得する場合→A I Bを含む計6単位が必要。

※塗りつぶしの科目の取得で、併せて病弱と聴覚の免許を取得することが可能。

令和4年度開講科目	<u>A</u>	C	E	<u>H</u>
令和5年度開講科目	<u>D</u>	F	<u>G</u>	<u>I</u>
令和6年度開講科目	<u>A</u>	<u>B</u>	E	H

【取得例⑤】視覚障害領域・聴覚障害領域の二種免許状を所有しており、視覚障害領域の一種免許状を取得する場合→A I E Fを含む計6単位が必要。

※塗りつぶしの科目の取得で、併せて聴覚の免許を取得することが可能

令和4年度開講科目	<u>A</u>	C	<u>E</u>	H
令和5年度開講科目	D	<u>F</u>	G	<u>I</u>
令和6年度開講科目	<u>A</u>	B	<u>E</u>	H

エ 二種免許状に領域を追加する場合の取得モデル

- 領域の追加のためには、実務検定として、特別支援学校もしくは、幼稚園、小学校・中学校・高等学校の教員（教諭・講師）として通算して**1年間**以上の良好な成績での勤務実績が必要。
- 視覚障害もしくは聴覚障害領域を追加する場合、当該領域の心理1＋指導法1の計2単位必要
- 知的障害、肢体不自由、病弱領域を追加する場合、当該領域の（心理＋指導法）の科目1単位の修得で追加可能。

【取得例⑥】知的・肢体不自由・病弱領域の二種免許状を所有しており、その免許状に聴覚領域を追加する場合

→ G（聴覚領域の指導法）＋H（聴覚領域の心理）計2単位が必要。

令和4年度開講科目	A	C	E	<u>H</u>
令和5年度開講科目	D	F	<u>G</u>	I
令和6年度開講科目	A	B	E	<u>H</u>

【取得例⑦】視覚障害・聴覚障害の二種免許状を所有しており、その免許状に知的障害、肢体不自由、病弱を追加する場合

→ B（知的障害領域の心理＋指導法）＋C（肢体不自由領域の心理＋指導法）＋D（病弱領域の心理＋指導法）計3単位が必要。

令和4年度開講科目	A	<u>C</u>	E	H
令和5年度開講科目	<u>D</u>	F	G	I
令和6年度開講科目	A	<u>B</u>	E	H

オ 一種免許状に領域を追加する場合の取得モデル

- 領域の追加のためには、実務検定として、**特別支援学校**（現在所持している免許状の領域の学校もしくは追加しようとする領域の学校）の教員（教諭・講師）として通算して**1年間**以上の良好な成績での勤務実績が必要。
- 視覚障害もしくは聴覚障害領域を追加する場合、当該領域の心理1＋指導法1を含む計4単位必要。
- 知的障害、肢体不自由、病弱領域を追加する場合、当該領域の心理1＋指導法1の計2単位もしくは（心理＋指導法）の科目1＋指導法の科目1の計2単位の修得が必要。

【注意】香川県では、知的障害・肢体不自由・病弱の領域の科目が、心理等に関する科目と指導法等に関する科目に分けて設定していないため（心理＋指導法で1単位）、上記●の条件を満たすことができません。一種免許状に知肢病の各領域を追加する場合は、他県等で当該領域の「指導法等の科目」を修得する必要があります。

【取得例⑧】知的障害・肢体不自由・病弱の一種免許状を所有しており、その免許状に聴覚障害を追加する場合

→ E（聴覚障害領域の指導法）とF（聴覚障害領域の心理）がそれぞれ2単位、計4単位で領域追加が可能

（※E3単位＋F1単位もしくは、E1単位＋F3単位の組み合わせでも同様）

令和4年度開講科目	A	C	<u>E</u>	H
令和5年度開講科目	I	D	<u>F</u>	G
令和6年度開講科目	A	B	<u>E</u>	H
令和7年度開講科目	I	C	<u>F</u>	G



